

令和7年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱（平成26年11月15日26練福障第10648号。以下「要綱」という。）第5条

2 基本方針

指導は、障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律その他の法令等の規定に基づき、適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

3 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

(1) 運営指導の重点項目

ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- (オ) 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。
- (カ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。
- (キ) 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者

の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者の設置や委員会の開催等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

(ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

(エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。

(オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

(カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインの遵守、安全計画の策定および支援プログラムの公表等がなされているか。

(2) 運営指導対象事業所等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、必要があると認められる場合は、指導の対象とする。

イ 対象事業所

(ア) 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等

(イ) 練馬区が指定または登録を行う事業所等

(ウ) 苦情、相談が多く寄せられている事業所等

(エ) 相当の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所等

(オ) 過去の運営指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所等

(カ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業所等

(キ) その他、運営指導を行うことが適当と認められる事業所等

4 集団指導

障害福祉サービス事業者等に対し、動画配信等の方法により指導を行う。

(1) 集団指導の重点項目

ア 人員、設備および運営に関する基準について

イ 自立支援給付費等に関する請求事務等について

ウ 制度改正内容等について

エ 過去の運営指導における指導事例について

(2) 集団指導対象事業所等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、集団指導の開催時期等に応じて、指導の対象とする。

イ 対象事業所

- (ア) 訪問系サービス事業所
- (イ) 日中活動系サービス事業所
- (ウ) 居住系サービス事業所
- (エ) 障害児系サービス事業所
- (オ) 相談支援サービス事業所

5 関係団体等との連携等

(1) 情報提供

東京都および他自治体に、必要な情報または資料の提供、指導等の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(2) 社会福祉法人係との連携

ア 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所の指導については、社会福祉法人と事業所の一体的検査を実施する。

イ 就労支援事業会計に関する指導については、社会福祉法人係が担当する。

(3) 関係部署との連携

ア 集団指導において、自立支援給付費等に関する請求事務等については、福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係が担当する。

イ 情報共有を図るため、福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係および事業者支援係と月1回程度情報交換会を開催する。

6 実施計画

(1) 運営指導

対象事業所数 103 事業所

(2) 集団指導

上記4(2)イの事業所を対象に実施する。ただし、事業所の負担等を考慮し、東京都が行う集団指導の実施状況等により、対象としない場合がある。

(3) 実施時期

ア 運営指導

令和7年5月から令和8年1月までの間で実施する。

※別紙「令和7年度 障害福祉サービス事業所等指導検査スケジュール」参照

イ 集団指導

令和8年2月（予定）

(4) その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導の実施について、適切に対応する。